

10. 学校運営協議会 × 地域学校協働活動で相乗効果を創出

『地域学校協働活動』は、地域と学校が連携・協働して『学校を核とした地域づくり』を行うものです。

学校運営協議会が目指す『地域とともにある学校』に加え、地域学校協働活動が目指す『学校を核とした地域づくり』が相乗的な効果を創出すれば、地域に愛される、より良い学校運営が実現し、地域にも好循環が期待できます。

現在、各校には『地域コーディネーター』が配置され、学校行事へのボランティアを地域から募集するなど、学校と地域の連携活動の調整を行っています。

ただし、現状では活動への参加者が限定されるなどの課題があります。

皆さんは、より多くの地域の方々が活動に参加することができる手法にも、ご意見やアイデアをください。地域コーディネーターは学校運営協議会委員に就任しています。

▶▶▶ 地域と学校が連携した課題解決は、主な学校運営協議会の導入目的です。このため、地域学校協働活動と学校運営協議会は目的・手段・目標などを共有する必要があります。地域コーディネーターから活動の現状を聞き取り、『地域とともにある学校』の実現には、今後どのような地域学校協働活動が必要になるか？についても協議してください。

■地域学校協働活動の概要や全国各地の取組事例は文部科学省が運営する『学校と地域でつくる学びの未来ウェブサイト』をご覧ください。
URL <https://manabi-mirai.mext.go.jp>



11. 話し合いのルール

学校運営協議会では限られた時間で協議を行うため、以下の事項を守りましょう。

- 一、児童や生徒のことを第一に考え、実現可能で現実的な議論をしましょう。
- 一、アイデアや意見は、分かりやすく・簡潔に・積極的に伝えましょう。
- 一、委員が共通認識を持っていることを確認し合いながら意見を交わしましょう。
- 一、情報収集やその共有に努め、分からないことは事務局に確認しましょう。
- 一、誹謗や中傷はせず、委員の皆さんが発言できるように互いを尊重しましょう。
- 一、学校に責任を押し付けず、地域の力で学校運営をより良いものにしましょう。
- 一、学校運営には、校長に裁量がない事項もあることを理解しましょう。

※ 必要に応じて説明資料を作りましょう。数分以上の長い話をするのはNGです。

12. 皆さんへのお願いごと

会議は半数以上の委員の出席で成立します。委任や書面での意思表示も出席として取り扱われますので、欠席される場合はいずれかの対応にご協力ください。

なお、委員は活動で知り得た個人情報などを第三者に話すことはできません。信用失墜行為など、委員としてふさわしくない行為をした場合には委員を解任されることがあります。

皆さんは学校運営の根幹に関わるため、学校運営に一定の責任を持つことになります。当事者意識を持って活動してください。

学校運営協議会が目指す『地域とともにある学校』実現への取り組みは、地域の活性化にもつながります。地域の企業や団体とも力を合わせて活動しましょう！

三沢市ウェブサイト <https://www.city.misawa.lg.jp> 三沢市 学校運営協議会 検索

発行：三沢市教育委員会事務局生涯学習課

COMMUNITY SCHOOL

学校運営協議会の手引き

～学校運営協議会委員の皆さんへ～



三沢市教育委員会事務局生涯学習課 (令和4年4月初版)

1. ご就任に感謝いたします

学校運営協議会委員のご就任に感謝いたします。本手引きでは、委員の皆さんの役割や主な活動、話し合いのルールなどをご紹介します。

制度の概要を記載している『学校運営協議会チラシ』と併せて活動の参考にしてください。

2. 皆さんのアイデアが学校を変えます

学校運営協議会は、それぞれの分野を代表する委員の皆さんが集まり、地域と学校が一体となった『地域とともにある学校』の姿を考え、地域や学校の課題解決などをおして、これをどのように実現するか？について協議する機関です。

協議で重要となるのは、地域と学校の双方がメリットを受けるために必要な、委員の皆さんが思い描く現実的なアイデア、委員間での共有、その実現です。

学校運営で分からないことは積極的に質問してください。事務局長は教頭が務めています。

また、他の委員や関係者からもアイデアを引き出すように努めてください。

3. 積極的に発言し活発に意見交換する役割があります

皆さんには、自身や地域のアイデアを会議で積極的に発言する役割があります。

この理由は、学校運営協議会が協議を行うために設置された機関であるためです。皆さんの活発な協議がなければ、学校運営協議会の存在意義が問われます。

また、学校運営協議会には校長や教育委員会に対して意見を述べられる権限が法律で定められています（2頁）。学校運営協議会からの意見には一定の重みがありますが、会議などの場で十分に協議されていない意見は述べることはできません。

皆さんは、遠慮せずにアイデアを積極的に発言し、活発に意見交換をしてください。そして結果は、必要に応じて学校運営協議会の意見としてまとめましょう。

会議は時間が限られるため『話し合いのルール』（3頁）を守りましょう。

4. 皆さんは地域との架橋です

皆さんは保護者や地域の住民の代表として選ばれているため、それぞれの分野の意見を取りまとめ、学校運営協議会で発言する役割があります。

また、地域の企業や団体との連携が必要な場合には、その調整にもご協力ください。

学校運営協議会で協議した結果は、地域や関係機関などに発信・還元してください。

地域の皆さんが学校運営に理解を深め、興味や関心、愛着を持つことで、ボランティア活動や地域学校協働活動（3頁）などへの参加が促進されます。

5. 『地域とともにある学校』への熟議

学校運営協議会の活動の目的は『地域とともにある学校』の実現ですが、この目標とする姿を各校の学校運営協議会がそれぞれに考えなければ、具体的な内容の協議ができません。

このため今後、各校でこの姿を地域と学校が継続して『熟議』する必要があります。

校長が毎年作成している学校運営の基本的な方針をベースにして、どのような学校運営を目指すべきか？にもアイデアや意見を出してみましょう。

※ 『熟議』：多くの当事者による「熟慮」と「討議」を重ねながら政策を形成していくこと。

※ 学校運営協議会が『地域とともにある学校』の姿を形成するまで、承認（2頁）における判断基準は「学校運営に地域性・地域の強みが発揮されているか？」としてください。

6. 会議で話し合うことは？

会議では、さまざまな事項について協議しますが、以下に記載する『学校運営の基本的な方針の承認』、『学校評価の実施』は、毎年度必ず議題として取り扱います。

なお、会議は年3回程度開催される見込みです（+必要回数）。



7. 学校運営の基本的な方針の承認

校長は毎年度、学校運営の基本的な方針を作成しています。

この方針は、毎年度の第1回会議で学校運営協議会から『承認』を得なければなりません。対象となるのは①教育課程の編成、②学校経営計画、③組織編成の3項目です。

なお、①教育課程の編成は『教育課程の届出書』に記載されます。②学校経営計画、③組織編成は『学校経営の方針』に記載されます（各校で名称が異なる場合があります）。

皆さんは、これらの内容が各校が目指す『地域とともにある学校』を実現するにあたって適切であるか？を判断基準に、適切と判断した場合には、承認としてください。

この際には、実現に必要な取り組みや事業が設定されているか？そして、それらに成果を検証するための具体的な数値目標が設定されているか？についても協議してください。

承認できない場合には、次年度に向けて具体的な修正のポイントを協議してください。

▶▶▶ 皆さんには、校長の作成した方針にお墨付きを与える役割があります。校長も、地域を代表する皆さんから理解を得た方針に基づいて学校運営ができます。このため『承認』は、地域と一体になった学校運営を行うために必要な手続きであると解釈できます。

8. 学校評価の実施

毎年度、学校運営協議会は『学校評価』を行います。

学校評価は、学校が行う活動の成果測定などを基に課題を明確にし、最適な解決策を実行することで、学校運営をより良いものへと改善するために長年にわたり実施されています。

各校では、成果測定や保護者へのアンケート調査などを行っています。

学校運営協議会は、これらの結果を基にして年度末に総括的な評価を行います。なお、各校で手法や対象が異なります。事前に手法や対象に説明を受け、必要に応じて意見をください。

評価のポイントは「数値の比較」、説明を受けた皆さんが感じる「違和感」です。

これらには課題が隠れていることが多くあります。遠慮せずに意見や質問をしてください。

また、課題抽出だけでなく、地域の強みを活用した課題の解決策を考えてください。

ただし、地域が課題解決のために活動する場合には、継続性が問題になりがちです。地域と学校の双方にメリットが見込まれるように、学校が地域にできることも提案してみましょう。

▶▶▶ 学校評価には、承認された学校運営の基本的な方針に基づき、学校運営が適切になされているか？を検証する役割もあります。皆さんは、この視点でも評価をしてください。

9. 校長や教育委員会に意見ができます

学校運営協議会は、法に基づき、学校運営の全般について校長や教育委員会に意見ができます。

また、「～の分野に長けた（資格を持った）教員の配置を希望する」など教職員の任用に関する意見を任命権者に述べることもできます。

ただし、いずれの意見も各校が目指す『地域とともにある学校』の姿を熟議し、見込まれる効果などの根拠を示すことが求められます。

▶▶▶ 意見申出は、学校の経営資源（ヒト・モノなど）の確保に有効な手段です。